

特定非営利活動法人
Rights
2007年度通常総会
決定集

第1号議案	2006年度事業報告
第2号議案	2006年度収支決算
第3号議案	2007年度事業計画
第4号議案	2007年度収支予算
第5号議案	定款改正
第6号議案	2007年度役員

日時 2007年5月26日（土）17：45～18：45
場所 渋谷区立大向区民会館会議室1・2号

2006年度事業報告
(2006年4月1日～2007年3月31日)

特定非営利活動法人Rights

I 事業実施の方針

前半は未成年模擬選挙を中心に活動してきましたが、11月の臨時総会で選挙権年齢引き下げの活動を再び活発化させる方針と体制を決定したので、後半は国民投票法案の18歳投票権を受けた選挙権年齢をはじめとする18歳成人制について国会内外で活動してきました。

会の内外に担い手を広げることができず体制が整わなかったことや、事務運営に労力を費やしたため、いくつかの活動に集中せざるをえませんでした。

1. 選挙権・被選挙権年齢の引き下げ（子ども・若者の社会参加・政治参加に関する基盤整備事業）

(1) 国会議員へのロビー活動の再開

①超党派の国会議員懇談会は世話人の追加を行いました。

②国民投票法案の議論に対応して働きかけました。5月に衆議院特別委員会の各党議員に対して「憲法改正国民投票法案の投票権年齢に関する申し入れ」を行い、07年4月に同委員会公聴会で小林理事が意見陳述しました。ただ首相官邸と21世紀臨調公選法研究会には働きかけできませんでした。

③構造改革特区による「選挙権・被選挙権年齢引き下げ特区」は提案できませんでした。

④ロビー活動のノウハウを蓄積・共有するためのウェブなどでの公開はできませんでした。

(2) 参議院選挙でのキャンペーンの準備

各政党への公約盛り込みや賛同議員・候補者リストの公表などは国民投票法案をめぐる国会情勢の変化もあって着手できませんでした。

(3) 自治体への働きかけと世論喚起

①自治体首長・議員への働きかけと対話はできませんでした。

②ブックレット活用や著名人による「応援団」はできませんでした。メディアをつうじて世論を喚起しました。

2. 政治教育の充実（子ども・若者の社会参加・政治参加に関する調査研究及び教育研修事業）

(1) 調査研究

「政治教育のあり方研究会（仮称）」は設立できず、政治教育について現状・課題の整理および実践事例の収集・共有は十分できませんでした。

(2) 未成年模擬選挙

8月の長野県知事選挙など地方選挙で実施をサポートしました。12月に各種選挙で蓄積したノウハウを生かして、模擬選挙を実施・サポートする「模擬選挙推進ネットワーク」として事業を独立・継承しました。

(3) 政治体験プログラム

「10代のための潜入!!永田町ツアー」を2回（7・8月）行い、全国各地から約50名が参加しました。これまで蓄積したノウハウを生かした事業化には着手できませんでした。07年3月に予定していたユースインターンシップは実施できず、子どもゆめ基金の助成金は返金しました。

3. 外部との連携（子ども・若者の社会参加・政治参加に関する広報及びネットワーキング事業）

(1) ニュース（季刊）の復刊

「Rightsニュース」として07年3月に復刊準備号、07年5月に復刊号を発行しました。内容の充実が課題です。

(2) ウェブサイトの一新とメールマガジンの再検討

①ウェブサイトは07年1月に一新して、活動状況を適宜掲載できるよう更新頻度を向上しました。

②メールマガジンは「Rightsメルマガ」として07年3月に一新して、ウェブとの連動をはかりました。

(3) 会員拡大および会計安定

①会員は41名（07年3月31日現在）にとどまりましたが、入会キャンペーンによって52名まで回復しました。

②会計は借入が発生するなど厳しい状況が続いています。

③学習会を4回（12月・07年3・4月）行いましたが、30名の参加にとどまりました。

4. 事務運営

(1)各事業を支えるための名簿管理、メール・ML管理、文書・ブックレット管理、会計、事務所、法人手続、理事会などを担いました。会員名簿の記載漏れや法人手続の遅れなど不十分な状態を改めて、効果的かつ効率的な事務運営体制をつくりました。

(2)07年6月の「みなとNPOハウス」閉鎖にともなう事務所移転を決定しました。

II 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施時期	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (千円)
1. 基盤整備事業	(1)ロビー活動	通期	国会他	5名	市民一般 100万人	0
	(2)参院選キャンペーン	通期	国会他	0名	市民一般 100万人	0
	(3)自治体・世論喚起	通期	自治体 他	5名	市民一般 100万人	13
2. 調査研究及び教育研修事業	(1)調査研究	通期	事務局	5名	市民一般 100万人	0
	(2)未成年模擬選挙	随時	学校他	10名	子ども・若者 100万人	100
	(3)政治体験プログラム	随時	国会他	10名	子ども・若者 1,000人	15
3. 広報及びネットワーキング事業	(1)ニュース	季刊	事務局	2名	市民一般 1,000人	0
	(2)ウェブサイト・メールマガジン	通期	事務局	2名	市民一般 1万人	38
	(3)会員拡大	通期	事務局	5名	市民一般 1,000人	0
	(4)学習会	随時	東京	5名	市民一般 100人	0
4. 事務運営	名簿、メール・ML管理、 文書・ブックレット管理、 会計、事務所、法人手続、 理事会	通期	事務局	5名	市民一般 1,000人	294

2006年度特定非営利活動に係る事業会計収支決算
(2006年4月1日～2007年3月31日)

特定非営利活動法人Rights

I 収入

(単位：円)

科目	予算額	決算額	達成率	備考
1. 会費	320,000	157,000	49.06%	
(1) 正会員	220,000	157,000	71.36%	@1,000×154口+@3,000×1名(41名)
(2) 賛助会員	100,000	0	0.00%	
2. 寄付金	150,000	9,320	6.21%	
(1) 一般寄付	100,000	9,320	9.32%	
(2) 派遣講師寄付	50,000	0	0.00%	
3. 事業収入	441,900	17,306	3.92%	
(1) イベント参加費	402,000	15,300	3.81%	永田町ツアー@300×46名+学習会@500×3名
(2) 書籍販売	39,900	2,006	5.03%	ブックレット(送料込)
4. 助成金	1,080,000	950,000	87.96%	
5. 雑収入	10,000	304	3.04%	受取利息等
6. 前年度繰越金	37,943	37,943	100.00%	
7. 借入金	—	200,000		
総計	2,039,843	1,371,873	67.25%	

II 支出

科目	予算額	決算額	達成率	備考
1. 経常経費	300,000	294,461	98.15%	
(1) 事務所家賃・光熱費	210,000	202,897	96.62%	
(2) 交通・通信費	60,000	54,739	91.23%	
(3) 印刷費	15,000	13,536	90.24%	
(4) 事務費	15,000	23,289	155.26%	
2. 基盤整備事業費	60,000	13,300	22.17%	
(1) ロビー活動	20,000	0	0.00%	
(2) 参院選キャンペーン	20,000	0	0.00%	
(3) 自治体・世論喚起	20,000	13,300	66.50%	
3. 調査研究及び教育研修事業費	1,530,000	115,223	7.53%	
(1) 調査研究	20,000	0	0.00%	事例収集・共有等
(2) 未成年模擬選挙	100,000	100,000	100.00%	
(3) 政治体験プログラム	1,410,000	15,223	1.08%	
4. 広報及びネットワーキング事業費	100,000	37,920	37.92%	
(1) ニュース	30,000	0	0.00%	@100×150部×2回
(2) ウェブサイト・メールマガジン	30,000	37,920	126.40%	
(3) 会員拡大	20,000	0	0.00%	
(4) 学習会	20,000	0	0.00%	@5,000×4回
5. 租税公課	30,000	4,500	15.00%	印紙料
6. 雑費	19,843	850,000	4283.63%	助成金返金
7. 次年度繰越金	—	56,469		
総計	2,039,843	1,371,873	67.25%	

上記のとおり決算報告します。 2007年5月12日

理事(会計) _____

監査の結果、収支を適正と認めます。 2007年5月 日

監事 _____

2007年度事業計画
(2007年4月1日～2008年3月31日)

特定非営利活動法人Rights

I 事業実施の方針

私たちの結成以来の大きな目標である選挙権年齢引き下げが国民投票法案の成立によって3年後の実現にむけて大きく前進しました。今後の課題は「2010年までの18歳選挙権」を確実にする、政治教育を法施行までの3年間で充実する、主張や活動を効果的に伝える広報戦略の立案・実践の3点です。今年度は事業を絞り込んで実施します。

1. 選挙権・被選挙権年齢の引き下げ

国民投票法は投票権年齢を18歳としながら、公職選挙法（選挙権）や民法（成人）の引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」までは20歳としています。私たちは議員立法による法改正の早期実現にむけて、見直すべき成人年齢関係法令の範囲を「選挙権年齢の引き下げを求める国会議員懇談会」の超党派国会議員をはじめ専門家などと連携してまとめるとともに、内閣の「年齢条項の見直しに関する検討委員会」と対話します。

2. 政治教育の充実

専門家と連携して定期的に研究（学習）会を行い、政治体験プログラムの事業化を含め国内外の実践事例を共有して政治教育の現状と課題をまとめます。

3. 広報及びネットワーキング

(1) ニュース「Rightsニュース」（季刊）、ウェブサイト、メールマガジン（月刊）をひきつづき充実するとともに効果的な広報戦略を立案・実践します。

(2) ひきつづき会員拡大に努め、会員150名による会計基盤の安定を実現します。

4. 事務運営

(1) 各事業を支えるための名簿管理、メール・ML管理、文書・ブックレット管理、会計、事務所、法人手続、理事会などを担い、ひきつづき効果的かつ効率的な事務運営体制をつくります。

(2) 6月の「みなとNPOハウス」閉鎖にともない事務所を連絡所として銀座に移転します。

II 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額 (千円)
1. 基盤整備事業	ロビー活動	通期	国会他	5名	市民一般 100万人	60
2. 調査研究及び教育研修事業	研究（学習）会	通期	東京	5名	市民一般 100万人	60
3. 広報及びネットワーキング事業	(1) ニュース・ウェブサイト・メールマガジン	通期	事務局	3名	市民一般 1万人	60
	(2) 会員拡大	通期	事務局	5名	市民一般 1,000人	30
4. 事務運営	(1) 名簿、メール・ML管理、文書・ブックレット管理、会計、事務所、法人手続、理事会	通期	事務局	5名	市民一般 1,000人	120
	(2) 事務所移転	6月	事務局	2名	市民一般 1,000人	0

2007年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算

(2007年4月1日～2008年3月31日)

特定非営利活動法人Rights

I 収入

(単位：円)

科目	金額	備考
1. 会費	440,000	
(1)正会員 未成年(20代学生を含む)	40,000	@1,000×40名
(2)正会員 成人(20代学生をのぞく)	300,000	@3,000×100名
(3)賛助会員	100,000	@10,000×10名
2. 寄付金	100,000	
(1)一般寄付	50,000	
(2)派遣講師寄付	50,000	
3. 事業収入	40,000	
(1)イベント参加費	30,000	学習会@500×10名×6回
(2)書籍販売	10,000	解説・資料集@500×20冊
4. 助成金	—	
5. 雑収入	10,000	受取利息等
6. 前年度繰越金	56,469	
総計	646,469	

II 支出

科目	金額	備考
1. 経常経費	120,000	
(1)事務所家賃・光熱費	0	
(2)交通・通信費	60,000	
(3)印刷費	30,000	
(4)事務費	30,000	
2. 基盤整備事業費	60,000	
(1)ロビー活動	60,000	
3. 調査研究及び教育研修事業費	60,000	
(1)研究(学習)会	60,000	事例収集・共有等
4. 広報及びネットワーキング事業費	90,000	
(1)ニュース・ウェブサイト・メールマガジン	60,000	
(2)会員拡大	30,000	
5. 租税公課	30,000	法人住民税・印紙料等
6. 予備費	86,469	
7. 借入金返済	200,000	
総計	646,469	

定款改正

特定非営利活動法人Rights

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

⇒下線部を変更

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を京都府京都市に置く。

理由：主たる事務所を置くみなとNPOハウスの閉鎖および従たる事務所を置く三神尊志理事の退任に対応するため。

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上

⇒下線部を変更

(1) 理事 3名以上

理由：理事の欠員を防ぎ、NPO法の要件に一致させるため。

(選任等)

第14条 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

(2) 専務理事 1名

(3) 常務理事 若干名

⇒下線部を変更

(2) 副代表理事 若干名

(職務)

第15条

2 専務理事は、この法人の業務を掌理する。

3 常務理事は、代表理事を補佐し、理事会の決議にもとづき、この法人の業務を取り扱い、代表理事が事故などによって欠けたときは、代表理事が指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、及び総会の議決に基づき、この法人の業務を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

⇒下線部を変更

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、理事会の決議にもとづき、この法人の業務を取り扱い、代表理事が事故などによって欠けたときは、代表理事が指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、及び総会の議決に基づき、この法人の業務を決定する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

理由：非専従による専務理事が十分機能しない実態を踏まえ、代表補佐体制を明確にするため。

2007年度役員

特定非営利活動法人Rights

代表理事 菅 源太郎

副代表理事

理 事 大友 新
小林 庸平
高橋 亮平
常井 健一
堀 雄介
山本 慶彦

監 事 加藤 義直
松下 直子 (新)

定款第14条第4項にもとづき代表理事が理事を追加委嘱することを承認する。